

吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づき備え置く書面)

2023 年 8 月 3 日

横浜市保土ヶ谷区星川二丁目 4 番 1 号

古河電池株式会社

代表取締役社長 黒田 修



古河電池株式会社（以下、「当社」といいます。）は、エフビーファイナンス株式会社（以下、「FBF」といいます。）との間で、2023 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、FBF を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）をいたします。

本合併に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事前開示事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価及びその割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）

当社は FBF の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、FBF の株主に対して株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 本合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社である FBF に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。



5. 吸収合併存続会社である当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号）

該当事項はありません。

6. 本合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

当社の最終事業年度の末日（2023 年 3 月 31 日）現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っており、同日から本合併の効力発生日までの間に当社の債務の履行に支障を来す事象は生じておらず、また見込まれておりません。

また、本合併の効力発生日以後においてもそのような事象の発生は想定されておらず、引き続き当社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

以上のことから、本合併の効力発生日以後における当社の債務について、その履行の見込みがあると判断しております。

以上



吸収合併契約書

古河電池株式会社（以下、「甲」という。）とエフビーファイナンス株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲及び乙の合併に関して、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところにより、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

本合併にかかる甲及び乙の商号及び住所は次の各号に定めるとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

商号：古河電池株式会社

住所：神奈川県横浜市保土ケ谷区星川二丁目4番1号

(2) 乙：吸収合併消滅会社

商号：エフビーファイナンス株式会社

住所：神奈川県横浜市保土ケ谷区星川二丁目4番1号

第3条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は2023年10月1日とする。ただし、本合併の手續の進行その他の事由により必要があるときは、甲乙合意のうえ、効力発生日を変更することができる。

第4条（本合併に際して交付する金銭等）

乙の発行済株式の全部を甲が有しているため、本合併に際して甲は乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第5条（甲の資本金等の額）

本合併に際して甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条（簡易合併及び略式合併）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文に定める簡易合併の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の決議による本契約の承認を受けずに本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文に定める略式合併の規定により、同法第783条第1項

に定める株主総会の決議による本契約の承認を受けずに本合併を行う。

第7条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関して必要な事項は、本合併の趣旨に従い、甲乙協議のうえ決定する。

第8条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関して生じた一切の争訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がその正本を、乙がその写しを保有するものとする。

2023年7月27日

神奈川県横浜市保土ヶ谷区星川二丁目4番1号
甲 古河電池株式会社
代表取締役社長 黒田 修



神奈川県横浜市保土ヶ谷区星川二丁目4番1号
乙 エフビーファイナンス株式会社
代表取締役社長 明田 進



決 算 報 告 書

第 37 期

自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月31日

エフビーファイナンス株式会社

横浜市保土ヶ谷区星川 2-4-1

貸借対照表

2023年 3月31日 現在

エフビーファイナンス株式会社

(単位:円)

資産の部		負債の部	
【流動資産】	514,439,861	【流動負債】	411,053,392
短期貸付金	514,357,361	預金	405,384,850
前払費用	82,500	短期借入金	5,237,125
【固定資産】	9,487	未払法人税等	289,776
(投資その他の資産)	9,487	未払費用	141,641
繰延税金資産	9,487	負債合計	411,053,392
		純資産の部	
		【株主資本】	103,395,956
		(資本金)	60,000,000
		(利益剰余金)	43,395,956
		[利益準備金]	1,560,000
		[その他の利益剰余金]	41,835,956
		別途積立金	500,000
		繰越利益剰余金	41,335,956
		純資産合計	103,395,956
資産合計	514,449,348	負債純資産合計	514,449,348

損 益 計 算 書

自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日

エフビーファイナンス株式会社

(単位:円)

【売上高】		
貸付金利息	3,412,788	
C M S 手数料	2,575,000	
売上高計		5,987,788
【売上原価】		
借入金利息	5,791	
預金利息	933,107	
売上原価計		938,898
売上総利益		5,048,890
【販売費及び一般管理費】		
業務委託費	3,600,000	
銀行手数料	4,930	
租税課金	14,600	
雑費	184,331	
販売費及び一般管理費計		3,803,861
営業利益		1,245,029
経常利益		1,245,029
税引前当期純利益		1,245,029
法人税住民税及び事業税		549,000
法人税等調整額		△1,741
当期純利益		697,770

株主資本等変動計算書

エフビーファインانس株式会社

自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日

(単位:円)

	株主資本				純資産合計	
	株主資本 資本金	利益剰余金		株主資本計		
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金計		
当期首残高	60,000,000	1,560,000	41,138,186	42,698,186	102,698,186	
当期変動額						
当期純利益(損失)			697,770	697,770	697,770	
当期変動額合計		1,560,000	41,835,956	43,395,956	103,395,956	
当期末残高	60,000,000	1,560,000	41,835,956	43,395,956	103,395,956	

監査報告書

2023年4月28日

エフビーファイナンス株式会社
代表取締役 明田 進 殿

監査役 前屋敷 紀彦



2022年4月1日から2023年3月31日までの、第37期事業年度の監査結果を以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 会計帳簿、又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度にかかわる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）について検討しました結果、当計算書類は、会社の財産及び損益の状況を重要な点において適正に表示しているものと認めます。
2. 株主総会に提出される計算関係書類に関する議案につきまして調査しました結果、定款、法令に反すること無く、また著しく不当な事項が無いことを確認いたしました。

以上

事業報告

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2022年度は、行動制限の緩和により経済活動が正常化し、インバウンド消費回復の兆しがあったものの、円安の進行やエネルギー価格の高騰、部材の供給不足等が経済活動を鈍化させ、緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況のなかで、当社の営業収益は、グループ会社の資金需要が増加しまして、前年同期比 184 千円 (3.2%) 増の 5,987 千円となりました。

損益面につきましては、営業利益 1,245 千円 (前期 1,153 千円)、経常利益 1,245 千円 (前期 1,153 千円) となりました。以上の結果、法人税等計上後の当期純利益は 697 千円 (前期 620 千円) となりました。

次期につきましても、安定した収益を確保した上で、古河電池グループの資金効率化を進めてまいります。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	2019年度 第34期	2020年度 第35期	2021年度 第36期	2022年度 第37期
売上高	6,054 千円	6,497 千円	5,803 千円	5,987 千円
経常利益	478 千円	1,150 千円	1,153 千円	1,245 千円
当期純利益	137 千円	595 千円	620 千円	697 千円
1株当たりの当期純利益	114 円 63 銭	496 円 53 銭	516 円 70 銭	581 円 47 銭
総資産	374,554 千円	360,136 千円	508,850 千円	514,449 千円

(3) 重要な親会社の状況

当社の親会社は古河電池株式会社であり、同社は当社の株式を 1,200 株 (議決権比率 100%) 保有しております。

(4) 主要な事業内容

当社は、古河電池関連会社に対する投融資、債務の保証を主な事業としております。

(5) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	5,237 千円
株式会社横浜銀行	0 千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 会社が発行する株式の総数 13,200株
(2) 発行済株式の総数 1,200株
(3) 当期末株主数 1名
(4) 大株主 古河電池株式会社
持株数 1,200株
出資比率 100%

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

代表取締役 (古河電池株式会社経理部長)	明 田 進
取 締 役 (古河電池株式会社取締役)	千 葉 徹
取 締 役 (古河電池株式会社取締役)	田 口 仁
監 査 役 (古河電池株式会社人事部長)	前 屋 敷 紀 彦

(2) 役員報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘要
取 締 役	3名	——	
監 査 役	1名	——	
計	4名	——	

(注) 期末現在の人員は、取締役3名、監査役1名であります。

【事業報告の付属明細書】

1. 他の会社の業務執行取締役を兼ねる会社役員についての兼務の状況の明細

区分	氏名	兼務先会社名	兼務の内容
代表取締役	明田 進	古河電池株式会社	執行役員経理部長
取締役	千葉 徹	古河電池株式会社	取締役常務執行役員
取締役	田口 仁	古河電池株式会社	取締役常務執行役員

2. 会社役員または支配株主との利益が相反する取引の明細

該当事項はありません。

3. その他事業報告の内容を補足する重要な事項

該当事項はありません。

【計算書類の付属明細書】

1. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：円)

科目	金額	摘要
減価償却費	0	
業務委託費	3,600,000	
銀行手数料	4,930	
租税課金	14,600	
雑費	184,331	
計	3,803,861	